

京都大学本部事務分掌規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>(前 略) (総長オフィス)</p> <p>第2条 総長オフィスにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総長が指示する事項に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (3) 運営方針会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。 (4) 儀式その他重要な行事に関すること。 (5) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。 (6) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。 (7) 本学の制度及び組織に関すること。 (8) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関すること。 <p><u>(9) その他他の部、課、オフィス及び室の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>第3章 プロボストオフィス (プロボストオフィス)</p> <p>第3条 プロボストオフィスにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) プロボストが行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) 戰略調整会議に関すること。 (3) 大学マネジメント・戦略に係る企画立案及び連絡調整に関すること。 (4) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (5) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。 <p><u>(6) プロボストオフィス、インスティテューション・リサーチ室及び国際交流室の庶務に関すること。</u></p> <p>(中 略) (経理課)</p> <p>第23条 経理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(総長オフィス)</p> <p>第2条</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) <p><u>(9) プロボストオフィス、インスティテューション・リサーチ室及び国際交流室の庶務に関すること。</u></p> <p>(10) (同 左)</p> <p>第3章 プロボストオフィス (プロボストオフィス)</p> <p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) <p>(経理課)</p> <p>第23条</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) <p>(同 左)</p>

<p>(5) 事務本部における予算及び経理の事務並びに事業推進組織における経理の事務（別に定めるものに限る。）に関すること。</p>	<p>(5) 事務本部における予算及び経理の事務並びに事業推進組織及び監査室における経理の事務（別に定めるものに限る。）に関すること。</p>																
<p>（中 略） <u>（内部統制室）</u></p>																	
<p>第29条 内部統制室においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>第29条 削除</p>																
<p>（1）内部監査のこと。 （2）内部統制の検証のこと。</p>	<p>（調査室及び法務室の所掌に属しない事務）</p>																
<p>（中 略） <u>（内部統制室、調査室及び法務室の所掌に属しない事務）</u></p>	<p>第32条 （同 左）</p>																
<p>第32条 前3条に定めるもののほか、コンプライアンス部では、リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事務をつかさどる。</p>	<p>附 則（令和7年9月総長裁定） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>																
<p>京都大学本部事務決裁等規程 （平成17年9月20日総長裁定）</p>	<p>別表第2（第3条第2項関係）</p>																
<p>（前 略） 別表第2（第3条第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="165 1230 774 1635"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1230 774 1343" style="text-align: center;">(略)</td> <td data-bbox="165 1343 774 1567"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1567 774 1635">分掌規程第13条(第6号に限る。)、第29条、第30条及び第31条(第6号に限る)に定める事項</td> <td data-bbox="165 1567 774 1635">研究倫・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1635 774 1641" style="text-align: center;">(略)</td> <td data-bbox="165 1635 774 1641"></td> </tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	(略)		分掌規程第13条(第6号に限る。)、第29条、第30条及び第31条(第6号に限る)に定める事項	研究倫・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事	(略)		<table border="1" data-bbox="806 1230 1416 1635"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="806 1230 1416 1343" style="text-align: center;">(同 左)</td> <td data-bbox="806 1343 1416 1567"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="806 1567 1416 1635">分掌規程第13条(第6号に限る。)、第30条及び第31条(第6号に限る)に定める事項</td> <td data-bbox="806 1567 1416 1635">研究倫・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="806 1635 1416 1641" style="text-align: center;">(同 左)</td> <td data-bbox="806 1635 1416 1641"></td> </tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	(同 左)		分掌規程第13条(第6号に限る。)、第30条及び第31条(第6号に限る)に定める事項	研究倫・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事	(同 左)	
事項	決裁者																
(略)																	
分掌規程第13条(第6号に限る。)、第29条、第30条及び第31条(第6号に限る)に定める事項	研究倫・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事																
(略)																	
事項	決裁者																
(同 左)																	
分掌規程第13条(第6号に限る。)、第30条及び第31条(第6号に限る)に定める事項	研究倫・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事																
(同 左)																	
<p>（後 略）</p>	<p>附 則（令和7年9月総長裁定） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>																